

履修

履修申請について

1 履修の基本

- (1) 受講を希望する授業の履修申請の手続を、期間内に行ってください。期間内であれば何度でも申請内容の変更が行えます。
- (2) 時間割どおりの科目全てを受講希望する場合は、履修申請の手続をしなくても自動的に申請がなされますが、申請内容は必ず確認してください。
- (3) 次の場合、履修申請の手続をする必要があります。
 - ア 時間割以外の科目を履修する場合
 - イ 時間割のなかで受講を希望しない科目がある場合
 - ウ 並行開講科目を受講希望する場合
- (4) 一度単位を修得した科目は、再度履修できません。

2 通年科目の履修について

- (1) 通年科目は前学期と後学期を通して開講されますので、前学期に履修申請してください。
- (2) 履修している通年科目の時間に他の後学期科目を履修申請することは可能です。しかしこの場合、この後学期科目を履修申請し終えた時点でその通年科目の評価は「N」となります。

3 第4学年、第5学年で開講されている一般科目の並行開講科目履修について

第4学年、第5学年で開講されている一般科目の並行開講科目の履修に先立ち、前年度に履修希望調査がされます。

[平成 23～27 年度入学者適用分]

人文科学系の並行開講科目について、修得可能な単位数の合計は 10 単位までです。

人文科学系の並行開講科目の一覧

「哲学Ⅰ」、「哲学Ⅱ」、「歴史特論Ⅰ」、「歴史特論Ⅱ」、「現代社会学Ⅰ」、「現代社会学Ⅱ」、
「法学Ⅰ」、「法学Ⅱ」、「経済学Ⅰ」、「経済学Ⅱ」、「英語ⅡA」、「英語ⅡB」、「ドイツ語A」、
「ドイツ語B」、「英語Ⅲ」、「文学特論」、「人文科学特論Ⅰ」、「人文科学特論Ⅱ」、「社会科学特論Ⅰ」、「社会科学特論Ⅱ」

[平成 28 年度以降入学者適用分]

並行開講科目で修得可能な単位数の合計は、学則別表第 1 - 1 (48 ページ参照) によるものとします。

4 他学年他学科で開講されている科目の履修について

他学年や他学科で開講されている科目の履修や単位修得については、以下のとおりとします。
なお、事前に受講希望科目の担当教員に許可を得て、履修申請の手続をしてください。

- (1) 自学科で開講されている科目（一般科目・専門科目）のうち、他学年で開講されている科目の履修及び修得について
 - ア 第 2・3・4・5 学年の学生は、下位の学年で開講されている科目において、まだ履修したことがない科目又は履修したが評価が「N」か「F」であった科目を履修し

て修得することができます。

イ 第1・2・3・4学年において原級留置（休学による原級留置を除く）となった学生は、原級留置の後第5学年に進級するまでに、自学年より1年上位の学年で開講されている科目を履修して修得することができます。ただし、第4学年での卒業研究の単位修得は認められません。

ウ 他学年において修得した単位は進級及び卒業に必要な単位数に含まれます。ただし、第1・2・3学年においては、自学年より上位の学年で開講されている科目の修得単位は自学年における進級に必要な単位に含まれません。

(2) 他学科で開講されている一般科目の履修及び修得について

ア 第2・3・4・5学年の学生は、下位の学年で開講されている一般科目において、まだ履修したことがない科目又は履修したが評価が「N」か「F」であった科目は、他学科においても履修して修得することができます。

イ 他学科で修得した一般科目の単位は進級及び卒業に必要な単位に含まれます。

ウ 自学年及び上位の学年で開講されている一般科目において、他学科で開講されている同じ科目を履修することはできません。

(3) 他学科で開講されている専門科目の履修及び修得について

ア 他学科で開講された専門科目を履修し修得した単位は、進級及び卒業に必要な単位に含まれません。

イ 統計学、解析学、応用物理学、近代物理学、応用物理実験、応用物理基礎は専門科目ですので、他学科で開講されたこれらの科目を履修して修得した単位も、進級及び卒業に必要な単位に含まれません。

5 教育課程移行（変更）における科目の履修及び修得について

教育課程移行（変更）にともない、統合・分割などにより、すでに修得したとみなされる科目の履修及び修得は認められません。

履修認定

次の要件をすべて満たした場合に当該授業科目の履修を認定します。

- 1 出席時間数が学期授業時間数又は学年授業時間数の4分の3以上であること。
- 2 学習態度が良好であること。
- 3 所定の課題に対する報告書等を提出していること。
- 4 原則として、定期及び中間等の試験を受けていること。
- 5 各学期ごとに履修申請をしていること。